

「コロナ危機を乗り越えるために」

ウィルあいち交流ネット参加グループ

新型コロナウイルスの発生で、世界中が未曾有の大打撃の今、何より医療従事者の方々をはじめとするコロナ問題に関わる全ての方々に感謝いたします。まさかこんな世界が来るとは誰が予想していたでしょうか。世界中がステイホームに慣れつつある現在ですが、自粛開始当初は今まで味わったことのない無念の感情が溢れ出たものです。対策を徹底しながらの生活に、いわゆる「コロナ疲れ」を経験したりもしました。

娯楽とは平和で在るからこそ成り立つものなのだと同様に、今まで当たり前にしてきた人との会話さえもが尊い娯楽だったのだということにも気づいたり。あれだけ苦だったステイホームの中でもステイホームなりの新たな楽しみを見つけたり。この未曾有の自体は私たちに様々な思想を与えているように思います。ただ、平和に過ごせるということがどれだけ幸せなことなのかということを実感する日々です。

しかし、こんな未曾有の状況でありながらも隠蔽を謀ったり、物資を武器に経済力を振りかざす悍ましい行動をする人々、国々が存在します。こんな状況下の中での争い事を見ると、平和を願うのは、ただただ虚しい行為なのかもしれないと感じてしまうほどです。それでも平和を願うことは決して諦めてはいけません。

現在、コロナ問題と共にあらゆる場面で、それぞれの向上を計る行動を目にします。
(飲食店のテイクアウト開始、リモートワークによる事業の円滑化、著名人によるステイホームを訴える動画配信等。もちろん様々な問題を抱えながらの行動ではあります。)これを「革命」と呼ぶのであれば、世界平和に向かって一人一人が「プチ革命」を起こし、必ずしも平和な世の中を取り戻そうではありませんか！

どんなことでも構いません。一人一人が、いま、できることに取り組み必ずこのコロナ危機を乗り越えましょう！
皆さまの健康と安全を心よりお祈り申し上げます。

Hey Say Final 田中 巴子



- *さわらび会
- *メンズリブ名古屋
- *女性学'98の会
- *IPA
- *メディアの会かたつむり
- *ウィル10
- *C・C・C
- *グループ・キートス
- *2000女性学の会
- *ウィル2000
- *ウィルD○2002
- *平成いちご会
- *きらら2005
- *サーティネット '05
- *ベリーズ18
- *Step07
- *トライアングル '08
- *まちづくりファシリテーター勉強会
- *Fem.'09
- *Amelie'10
- *なでしこAICHI
- *きりり24
- *AIC25
- *ウィルウィル14
- *ひかるよ
- *カクラカクラ '16
- *そだね2017
- *Hey Say Final
- *

ウィルあいち交流ネットとは…

ウィルあいちセミナー等の受講修了生による自主活動グループで組織された団体です。



改正女性活躍推進法による
女性の活躍状況に関する情報講評等の強化

内閣府男女共同参画局推進課

令和2年6月1日に一部施行される改正女性活躍推進法により、女性の活躍状況に関する情報公表が強化されるとともに、現行の「えるぼし認定」よりも水準の高い「プラチナえるぼし認定」制度がはじまります。

■ 女性活躍推進法の概要

女性活躍推進法は、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性とその思いを叶え、男女が共に多様な生き方や働き方を実現できる豊かで活力あふれる社会の実現を目指しています。

■ 令和2年6月1日施行の改正内容

・情報公表の強化

常用労働者301人以上の民間企業等（一般事業主）、国・地方公共団体には「職業生活における機会の提供」と「職業生活と家庭生活との両立」に関する女性の活躍状況の情報公表が義務付けられます。情報公表義務違反や虚偽の情報公表に関して、勧告に従わなかった場合には企業名を公表できる規定も加まりました。

・事業主に対するインセンティブの強化

女性活躍に関する取組の実施の状況が特に優良な事業主に対するプラチナえるぼし認定制度が始まります。プラチナえるぼし認定等を取得した民間企業等を国の機関や独立行政法人等の調達において加点評価する取組も実施していますので、の機会に認定取得を目指して取組を進めましょう！なお、令和4年4月1日には一般事業主行動計画の策定・公表義務及び情報公表義務の対象が常用労働者301人以上の民間企業等から101人以上の民間企業等に拡大されます。

■ 公表された情報の更なる「見える化」

事業主が公表した女性の採用割合や管理職割合、平均残業時間、男女の育児休業取得率、有給休暇等取得率などの情報は、政府のウェブサイトで一覧化し情報提供しています。学生や求職中の方の職業選択や資本市場で活用されることで事業主の積極的な取組を促進しています。

・民間企業等（一般事業主）：女性の活躍推進企業デー

データベース（厚生労働省） <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/> ・国・地方公共団体（特定事業主）：女性活躍推進法「見える化」サイト（内閣府） http://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/index.html

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の概要

※下線部分は令和2年6月1日施行

【制度の概要】

- ①民間企業等（一般事業主）、国・地方公共団体（特定事業主）は、職場の女性活躍に関する状況の把握、課題の分析を行い、これを踏まえて、数値目標を含む「事業主行動計画」を策定・公表する。
- ②常用雇用労働者301人以上の民間企業等、国・地方公共団体は、
 - ・職業生活に関する機会の提供に関する実績（女性の採用、管理職割合等）
 - ・職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績（平均継続勤務年数、残業時間、男女別の育休取得率等）からそれぞれ1項目以上の情報公表を行う。
- ③女性活躍の取組が優良な事業主への認定（プラチナえるぼし認定）、公共調達における受注機会の増大を図る。

内閣府男女共同参画局 共同参画より

[編集後記]

「新型コロナウイルス」で日本中が大変なことになっています。緊急事態宣言が解除されそうですが、終息するまで油断は禁物です。 S. I

編集発行：ウィルあいち交流ネット

編集協力：(公財)あいち男女共同参画財団